

平成29年就業構造基本調査について

茨城県企画部統計課
人口労働担当



平成29年

**就業構造
基本調査**
働く人の明日をつくる。

就業構造基本調査は、国が実施する統計調査のうち、統計法（平成19年法律第53号）により特に重要なものとされる「基幹統計調査」として、5年ごとに実施されます。

調査の概要

1 調査の期日

国民の就業・不就業の状態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的としています。

2 調査の期日

平成29年10月1日現在で実施します。

3 調査の対象

指定された調査区内に居住する世帯のうちから、無作為に選定した約52万世帯（うち茨城県は約1万世帯）の15歳以上の世帯員約108万人を対象とします。

4 調査事項

主な調査事項は、次のとおりです。

【すべての人について】

男女の別、出生の年月、教育の状況、育児・介護の有無など

【ふだん仕事をしている人について】

雇用契約期間、仕事の内容、1週間当たりの就業時間、現職に就いた理由など

【ふだん仕事をしていない人について】

就業希望の有無、希望する職種、求職活動の有無など

5 結果の方法

知事が任命した調査員が世帯に調査票を配布します。

調査への回答は、調査員に調査票を提出する方法又は世帯がインターネットで回答する方法により行います。

※ 前回（平成24年）調査では、県庁所在都市等の一部の地域に限定していたオンライン調査を全世界帯に拡大するとともに、スマートフォンやタブレット端末での回答も可能とするなど、回答者の利便性向上が図られています。

6 結果の公表予定

調査の結果は、全国、都道府県、県庁所在都市、人口30万以上の市及び都道府県内経済都市別に集計し、平成30年7月末日までにインターネットにより公表され、おって報告書が刊行される予定です。

就業構造基本調査の結果はこのように使われています！

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）など国の基本的な方針決定の基礎資料としての活用をはじめ、地方公共団体における雇用対策などの各種施策に活用されています。

- 雇用に関する各種施策の企画・立案
- 職業能力の開発、人材の育成
- 育児、介護・看護と就業の両立支援

平成24年就業構造基本調査の結果からは、介護のために離職する人は年間10万人を超えることが分かりました。このような背景から、誰もが活躍できる、全員参加型の社会を実現するための計画である「ニッポン一億総活躍プラン」では、「介護離職ゼロ」を目標に掲げています。

また、女性の有業率（平成24年）を10年前と比べると、特に「30～34歳」が11.4ポイント上昇し、いわゆるM字型カーブの底が浅くなっていることが分かりました。これらの変化は、女性の活躍推進に関する重要な指標の一つとして注目を集めています。